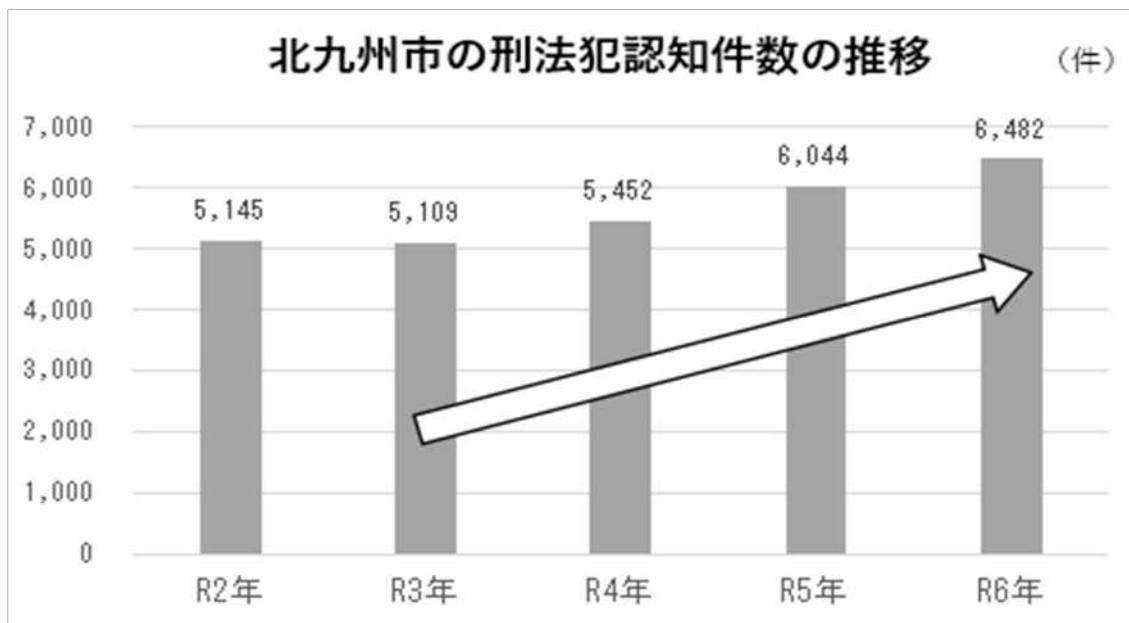


北九州市の主な重要犯罪の認知件数の推移

区 分	殺 人	強 盗	放 火	不同意 性交等	不同意 わいせつ	合 計
R2年	4	8	8	11	41	72
R3年	9	1	10	10	41	71
R4年	3	12	10	15	36	76
R5年	5	12	10	25	54	106
R6年	10	8	3	37	53	111



北九州市の犯罪被害者等支援について

北九州市では、平成26年に施行した「北九州市安全・安心条例」に「犯罪被害者等に対する支援体制の充実に努める。」と規定し、その行動計画に基づき取組を進めている。

1 総合相談窓口の設置 ※福岡県・福岡市・北九州市で共同設置

区分	福岡犯罪被害者総合サポートセンター	性暴力被害者支援センター・ふくおか
目的	平成20年5月、犯罪被害者等に対する電話相談から面談、病院などへの付添いまで、総合的な支援を行うワンストップセンターとして開設	平成25年7月、性暴力の被害に遭われた方が安心して相談でき、医療面のケアを含め必要な支援を迅速に受けることができるよう開設
相談時間	月曜日～金曜日 9:00～16:00	24時間・365日（年中無休） （※平成27年12月1日から）
支援内容	・面接相談及び電話相談 ・裁判所、検察庁、警察署、行政窓口等への付き添い支援 ・専門家によるカウンセリング	

2 犯罪被害者等見舞金の支給（令和7年4月1日創設）

【対象となる犯罪被害】

故意の犯罪行為による死亡、重傷病または性犯罪

※令和7年（2025年）4月1日以降に、発生した犯罪被害が対象。

※日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内で発生したもの。

【見舞金の種類等】

見舞金の種類	対象	給付額
遺族見舞金	亡くなった被害者の遺族	30万円
重傷病見舞金	被害者本人（1か月以上の治療を要するもの）	10万円
性犯罪被害見舞金	被害者本人（未遂を除く不同意性交等）	10万円

※福岡県犯罪被害者等見舞金支給制度との併給可。

※警察への届出など、一定の要件あり。

3 住居関係支援

市営住宅への優先入居・一時使用許可

4 その他

一般施策による支援

5 犯罪被害者等支援庁内連絡会議の設置（平成20年2月設置）

被害者の要望に対応した一般施策・特別施策の案内、犯罪被害者関連（国・県の動き等）情報共有、各相談窓口の連携、等を実施している。

北九州市犯罪被害者等見舞金制度

犯罪被害にあわれた方・ご遺族へ 見舞金のご案内

北九州市では、殺人や傷害などの故意の犯罪行為により死亡した方のご遺族、又は重傷病・性犯罪の被害を負われた犯罪被害者の方を対象とした北九州市犯罪被害者等見舞金制度を創設しました。

1 対象となる犯罪被害

故意の犯罪行為による死亡、重傷病または性犯罪

※ 令和7年(2025年)4月1日以降に、発生した犯罪被害が対象です。

※ 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内で発生したもの。

2 見舞金の種類と対象者

犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時に、北九州市内に住所を有するご遺族または被害者本人

(1)遺族見舞金【30万円】

①～⑪のうち、最も数字の小さいご遺族に支給されます。

ア ①配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む)

イ 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の

②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹

ウ イに該当しない犯罪被害者の

⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹、⑫市長が適当と認めた親族

※ 第1順位のご遺族が当該見舞金の申請をしない場合、

第2順位以降のご遺族は申請できません。

(2)重傷病見舞金【10万円】

犯罪による負傷または疾病(精神疾患を含む)であって、その治療に要する期間が1ヶ月以上と医師に診断される重傷病を負った犯罪被害者本人

(3)性犯罪被害見舞金【10万円】

不同意性交等、監護者性交等(これらの未遂を除く)による被害を受けた犯罪被害者本人

※ 同一事件につき、
一世帯あたりの支給額の上限30万円
(2)、(3)の申請はいずれかを選択

3 支給されないまたは返還を求める場合

- (1)警察等の捜査機関等への照会等により被害発生が確認できない場合
- (2)当事者が犯罪行為を誘発したとき、当事者の責めに帰すべき行為があった場合
- (3)当事者が暴力団員、暴力団若しくは暴力団員と親密な関係を有する場合
- (4)犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、支給することが社会通念上適切でないと認められる場合

※ 上記事実が支給後に判明した場合は、見舞金を返還していただくことがあります。

4 申請期限

犯罪被害が発生した日から7年かつ当該被害を知った日から2年以内

5 相談窓口

(1)見舞金の申請について

見舞金の申請にあたっては、上記以外にも支給要件等がありますので、まずは、お電話でお問い合わせください。

北九州市 総務市民局 安全・安心推進課
電話番号:093-582-2911
(平日午前9時から午後5時)

〒803-8501
北九州市小倉北区域内1番1号 北九州市役所本庁舎2階

(2)その他の支援について

被害に関するカウンセリングや検察庁など関係機関への同行支援など見舞金以外の支援についてはこちらにお問い合わせください。

福岡犯罪被害者総合サポートセンター
電話番号:093-582-2796
(平日午前9時から午後4時)

性暴力の被害については、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」
電話番号:092-409-8100 (#8891)
24時間・365日対応(年中無休) 相談無料・匿名相談可

犯罪被害者等支援庁内連絡会議について

概要

当会議は、平成 16 年 12 月 1 日に制定された「犯罪被害者基本法」に基づき、地方自治体の責務として犯罪被害者等の対策を総合的に行うため、平成 20 年 2 月に設置されたもの。

本市が福岡県・福岡市と共同で設置した、犯罪被害者の総合相談窓口である「福岡犯罪被害者支援センター」のバックアップを行うための会議である。

目的

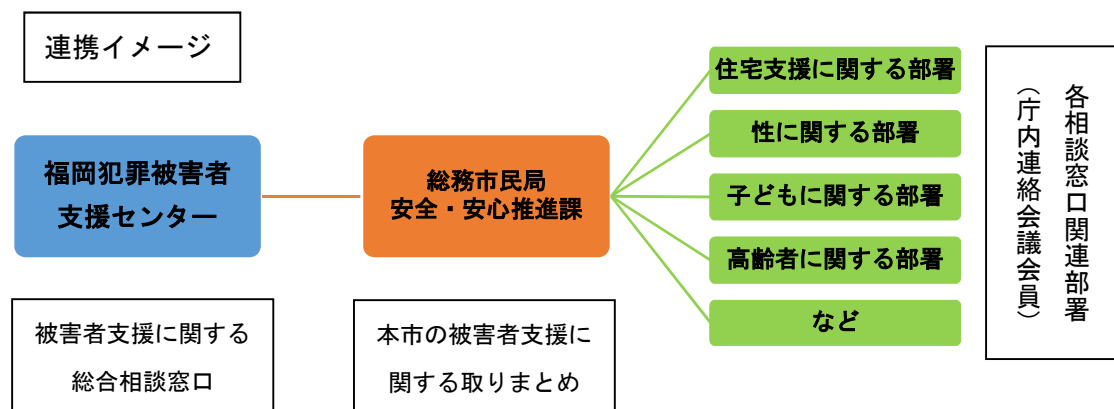
- 被害者のニーズに対応した情報提供や相談体制の確立
- 犯罪被害者等関連施策の充実
- 各種相談窓口の連携

構成員

犯罪被害者等関連部署（21 部署：令和 7 年 4 月 1 日現在）の所属長
 ※平成 18 年 4 月頃～当該部署で被害者支援に関する情報交換を行っていたことから派生
 事務局
 総務市民局 安全・安心推進課

内容

- 毎年 1 回開催（R 6 実績）
- ・被害者支援条例の更新や国・県の取組・制度の変更など
 - ・犯罪被害者等支援に関連する窓口一覧の取りまとめ



犯罪被害者等支援庁内連絡会議名簿

令和7年4月1日現在

	課 名	業 務 内 容
1	市長公室 報道課	マスコミ等との連絡調整
2	総務市民局 広聴課	法律人権相談
3	// 消費生活センター	消費者相談
4	政策局 政策課	広域行政
5	// WomanWill推進室	DV、セクハラなどの相談
6	保健福祉局 地域福祉推進課	地域包括支援センター(総合相談)
7	// 保護課	生活保護相談
8	// 長寿社会対策課	高齢者福祉等
9	// 保険年金課	例外的な国民健康保険の適用
10	// 障害者支援課	障害者に関する支援・相談
11	// 地域医療課	救急医療体制の整備
12	// 精神保健福祉センター	PTSDなどに対する対応・研修
13	// 人権文化推進課	人権相談、啓発
14	// 同和対策課	階層別人権研修の実施
15	子ども家庭局 子育て支援課	子ども家庭相談
16	// 子ども総合センター	児童虐待への対応
17	産業経済局 雇用・産業人材政策課	雇用の安定
18	都市整備局 住宅計画課	住宅確保要配慮者への居住支援
19	// 住宅管理課	市営住宅の優先入居など
20	教育委員会 指導企画課	教職員の研修・子どもへの啓発、子どもの心のケア
21	総務市民局 安全・安心推進課	事務局、犯罪被害者総合相談、性暴力被害者支援、交通事故相談、民事介入暴力相談